



令和3年10月吉日

三重県産業保健総合支援センター 御中



三重労働局労働基準部監督課

過重労働解消に向けた取組の周知について

平素は、労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけでなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

平成31年4月1日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、さらに、令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されております。

このようなことから、三重労働局としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年引き続き、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行っております。

つきましては、ポスターの掲示、パンフレットの配布等、過重労働解消に向けた取組の周知に御協力をいただきますようお願い申し上げます。